

＜託送供給等約款の主な見直し内容＞

○ 特例需要場所の見直し（交通信号機への5G基地局設置）

電気自動車の普通充電器や災害時の避難場所（学校体育館）の空調設備など、災害対応や温室効果ガス等の排出抑制に資する場合等は、「1 需要場所複数引込み」などの特例需要場所の設定を可能とする見直しを、2021 年 4 月に実施しました。（2021 年 3 月 18 日お知らせ済み）

このたび、国のデジタル化等の政策的意義を踏まえ、交通信号機への 5 G 基地局の設置（1 需要場所複数引込み）について、特例需要場所の要件を満たす例として整理され、電気事業法施行規則が改正されたことを踏まえ、特例需要場所にかかる供給条件を見直します。

＜離島等供給約款、電気最終保障供給約款の主な見直し内容＞

上記、託送供給等約款の主な見直し内容と同様、特例需要場所にかかる供給条件を見直します。

以 上